

2022年8月1日 盛夏号

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト
<http://hibakutokenkou.net/>



元裁判長

樋口英明

3~11頁

最高裁
を叱る

映画『原発をとめた裁判長そして原発をとめる農家たち』案内 12頁

お知らせ① 樋口英明元裁判長 講演と質問会（最大60名）

コロナの状況により中止することもあります。

□9月3日（土）13：30～16：00

□講演と質問会 元福井地裁裁判長・樋口英明氏

□場所 那須塩原 稲村公民館（那須塩原駅→車で約15分）

□資料代 500円（当日受付で）

「ヒバクと健康 LETTER63号」（本号）、「最高裁 6.17 判決文から」

□主催 一般社団法人被曝と健康研究PJ、北那須革新懇

参加希望の方は masa03to@gmail.com へメールをください。

お知らせ②

志葉 玲記者が著書

『ウクライナ危機から問う

日本と世界の平和 戦場ジャーナリストの提言』

あけび書房 1760円 2022年8月15日発売

（あけび書房ホームページから）



一般社団法人「被曝と健康研究プロジェクト」役員

顧問 有馬理恵 劇団俳優座女優、石塚健 医師、沢田昭二 名古屋大名誉教授、理論物理、内部被曝研究者、曾根のぶひと 九州工業大名誉教授、玉田文子 医師、西尾正道 北海道がんセンター名誉院長、本行忠志 大阪大医学系研究科教授、益川敏英 ノーベル物理学賞、名古屋大特別教授・素粒子研究機構長、京都大名誉教授(2021年7月23日逝去) 松崎道幸 道北勤医協ながやま医院院長、矢ヶ崎克馬 琉球大名誉教授

代表理事 田代真人 ジャーナリスト、理事 浅野真理、住田ふじえ 監事 三宅敏文

◆ 「LETTER」の内容についてのご意見は下記へお寄せください。

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト 代表 田代真人

〒325-0302 栃木県那須町高久丙4 0 7 - 9 9 7

Eメール：masa03to@gmail.com

62号訂正 4頁上から7行目の「男女別連嶺別死亡率」は「男女別年齢別死亡率」の、7頁12行目の「被爆状況」は「被曝状況」の変換ミスでした。小出裕章さま、ご指摘感謝します。

6月17日最高裁判決について

樋口 英明

1 はじめに

2011年3月11日東北地方太平洋沖地震によって発生した福島原発事故によって、15万人を超える人々がその生活基盤を奪われました。また、避難の過程や避難後の絶望的な状況の中で多くの人が命を失いました。こうした多くの人々やその遺族が、福島原発事故によって被った損害の賠償を求めて全国各地で東京電力及び国を被告として訴えを起こしました。東京電力に対しては、地裁高裁を通じて、すべての裁判所が金額の多寡はあるものの請求を認めていました。他方、国に対する請求を認めるか否かについては判決が分かれ、認める判決の方がやや多いという現状でした。

なぜ、裁判所によって判断が分かれたのかと言いますと、「原子力損害賠償法」という法律によって、原発事故を起こした電力会社は被害を受けた住民に対してたとえ過失（落度）がなかったとしても損害の賠償責任を負うこと（無過失責任）が定められているのに対し、国の責任は「国家賠償法」という法律で規律されており、国に過失があり、その過失がなかったならば事故にはならなかったと認められる場合に限り国が責任を負う（過失責任）ことになっているからです。裁判所によって、国に過失があったのかなかったのか（過失の有無）、その過失がなかったならば事故は避けられたのか（因果関係の有無）を巡って裁判所の判断が分かれていたのです。

このような状況を受けて、最高裁が最終判断をすることになったのですが、6月17日、最高裁は国に賠償責任はないと判断したのです。

2 最高裁の判断の結論とそれに対する裁判官の賛否

本件のような重要な事件は複数の裁判官による合議体で審理されます。

地裁や高裁の合議体では、3人の裁判官の間で意見が分かれ、議論を尽くしても意見の一致がない場合には、多数決によって結論を決め、その結論に沿った判決理由が書かれることになります。したがって、その結論が3人一致のものであったのか、2対1であったのかを判決から知ることはできません。

最高裁でも議論を尽くして意見の一致がない場合、多数決によって結論を決め、その結論に沿った判決理由が書かれることになりますが、地裁や高裁と違って、反対意見の裁判官も独自に意見を判決に記すことになっています。今回の最高裁判決では、三浦守裁判官だけが国の賠償責任を認めるべきであるとの反対意見を判決に記しています。最高裁の中で、結論が3対1で割れたことが分かります。

3 原発の仕組み

原発の発電の仕組みは、ウラン燃料の熱エネルギーで水を沸騰させ、水蒸気力でモータを回すという火力発電と似た仕組みです。原発と火力発電との第1の違いは、ウラン燃料には石炭や天然ガスとは比較にならないくらいの毒性があることです。第2の違いは原発ではウラン燃料の間に制御棒を差し込んで核分裂反応を止めても、エネルギー量が大きすぎて沸騰が続くということです。火力発電では我々の常識の通り、火を止めればすぐに沸騰が止まります。しかし、原発では核分裂反応を止めても電気で水を送り続けてウラン燃料を冷やし続けられない限り、原子炉が空焚きになりその結果必ず核燃料が解け落ちるといわれるメルトダウンによって過酷事故になるのです。原発以外の技術の多くは運転の停止という単純な操作によって、その被害の拡大の要因の多くが除去されます。しかし、原発は運転を停止するだけでは安全を確保できないという、私たちの常識が通用しない技術であるということを知ってお

く必要があります。

原発が地震に襲われたときに、①制御棒をウラン燃料の間に差し込んで核分裂反応を止める、②電気と水でウラン燃料を冷やし続ける、③放射性物質を格納容器の中に閉じこめる、いわゆる、「止める」「冷やす」「閉じこめる」の安全三原則が三つとも成功しない限り過酷事故になるのです。安全三原則の「冷やす」ために必要な電気としては外部電源と非常用電源がありますが、外部電源は耐震性が低く、現に福島原発事故時には津波の到来前に全滅しました。したがって、原発が地震や地震に伴う津波に襲われた場合に、過酷事故に至らないための唯一の命綱が非常用電源なのです。

4 事故前の福島第一原発の状況

福島第一原発には6基の原子炉がありました。次の図面に示すように、敷地の南側に1号機から4号機があり、敷地の北側に5号機と6号機がありました。敷地の東側は太平洋に面しています。また、敷地が海に若干突き出るようになっていて、敷地の南東側も海に面しています。地震に襲われたときに必要不可欠となる電源は、複数経路の外部電源と各原子炉があるそれぞれの建物（以下「建屋」といいます）の地上1階又は地下にある非常用電源でした。

外部電源については耐震設計がなされていないために耐震性が低く、非常用電源については福島第一原発の耐震設計基準である基準地震動600ガルまでの耐震性があるとされていました。建設当時の津波の予想の高さは3メートル余りであり、福島原発の原子炉等のある敷地が海面から10メートル余りの高さにあったことから、非常用電源が津波によって機能しなくなることはないと思われていました。

ところが、文部省の機関である地震調査研究推進本部地震調査委員会は、2002年7月、長期評価を公表し、三陸沖北部から房総沖にかけての日本海溝寄りの南北に細長い領域に関し、マグニチュード8クラスのプレート間大地震（津波を伴う地震）がどこでも発生する可能性があるとししました。そして、その可能性は今後30年以内の発生確率が20パーセント程度、今後50年以内の発生確率が30パーセント程度と推定されること、その地震の規模は津波マグニチュード（津波の大きさを示す）8.2前後と推定されるというものでした（以下「本件長期評価」といいます）。

東京電力が本件長期評価に基づいて津波の試算を行ったところ、1号機から4号機がある敷地の南東側前面で海拔15.7メートルに達することが判明しました（以下「本件試算津波」といいます）。

しかし、東京電力はこの津波に対する検討を行ったものの、直ちに対策を講じることなく、土木学会に本件長期評価についての研究を委託することとしました。

当時、東京電力を指導すべき立場にあった保安院は東京電力の本件長期評価の信用性が低いとの説明を鵜呑みにしました。また、電気事業法40条に基づき規制権限を有している経済産業大臣は、本件長期評価を前提に規制権限を行使して、津波による事故を防止するための適切な措置を講じることができましたが、その権限を行使することはありませんでした。

このような状況に於て東北地方太平洋沖地震が発生したのです。

5 事故の状況

2011年3月11日午後2時46分牡鹿半島の東南東約130キロメートルを震源とする、津波マグニチュード9.1の巨大地震が起き、東北地方の広い範囲で震度6の地震（烈震）が襲い、福島第一原発の敷地にも基準地震動である600ガルを超える地震動が襲いました。1号機から3号機は当時稼働中でしたが、直ちにウラン燃料の間に制御棒が挿入されて原子炉が緊急停止し、核分裂反応は止まりました。しかし、外部電源はすべての経路が地震による鉄塔の転倒などによって絶たれてしまいました。そこで、非常用電源が始動しました。ところが、地震発生から約50分後の午後3時36分ころ、15メートルを

超える津波が押し寄せ、各建屋の1階ないし地下にあった非常用電源がすべて浸水し、その機能を失いました。そのため、原子炉を冷やすことができなくなり、1号機から3号機までの核燃料がメルトダウンしました。4号機の非常用電源も機能を失い、使用済み燃料プールが冷却できなくなりましたが、幸いにも

外部からの水の注入により危機的な状況を免れました。なお、敷地北部にあった5号機と、6号機の非常用電源は機能を失うことがなかったため、危機的状況にはなりませんでした。

福島原発事故では15万人を超える人々が避難を余儀なくされたことで、「福島原発事故は最悪の原発事故だ」と多くの人は思っています。しかし、この事故には信じられないくらいの数々の奇跡がありました。福島第一原発の2号機では全電源喪失に起因するメルトダウンに伴って大量の水蒸気と水素が発生しました。3月15日になると、格納容器内部の圧力が限界を超えたため、当時の吉田昌郎所長は放射性物質の大量放出を伴う圧力破壊による大爆発を覚悟しました。1号機と3号機では爆発がありましたが、それは格納容器の外側での爆発でした。吉田所長は原子炉を囲っている2号機の格納容器自体の爆発を覚悟したのです。その際、吉田所長は「東日本壊滅」・「チェルノブイリの10倍の被害」ということも覚悟しました。

すなわち、2号機の格納容器の爆発に伴う福島第一原発の6基の原子炉と福島第二原発の4基の合計10基の原子炉等の暴走を覚悟したのです。しかし幸いにも2号機の格納容器は圧力破壊を免れました。本来あってはならないことですが、2号機の格納容器のどこかに脆弱な部分があり、そこから圧力が漏れて大爆発に至らなかった。2号機がいわば欠陥機であったために「東日本壊滅」「チェルノブイリの10倍の被害」を免れたのです。

4号機でも奇跡がありましたが、その奇跡は2号機での奇跡を遙かに上回る「天の配剤」としか言い様の無いものだったのです。

6 本件訴訟の争点

以上の事実関係を前提に、本件訴訟においては、①本件長期評価は信用に値するものであったか否か、②仮に本件長期評価が信用できるとした場合、これを知った経済産業大臣が東京電力に対し、本件長期評価を前提に規制権限を行使して、津波による事故を防止するための適切な措置を講じることを命じるべきであったかどうか、③仮に、適切な措置を講じることを命じたとしたら、福島原発事故は防ぐ



ことができたのか、争われました。法的には、①、②は国の機関である経済産業大臣の過失の有無の問題、③は経済産業大臣の過失と原発事故の発生という結果との間の因果関係の有無の問題といふことができます。

7 多数意見の内容と問題点

(1) 多数意見の内容

多数意見は、①、②の争点については判断を示すことなく、仮に、経済産業大臣が権限を行使したとしても浸水による非常用電源の機能喪失に起因する事故を防ぐことはできなかつたとして、③の争点において因果関係が無いとして国の賠償責任を否定しました。

その理由の前半には、「仮に、経済産業大臣が規制権限を行使していた場合には、本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、防潮堤を設置することによって敷地への海水の浸入を防止することが基本となるものであつたはずである。」とあります（これを「前半の理由」といいます）。その前半の理由に引き続き、下記の文章が続きます（下記の理由付けを「後半の理由」といいます）。

記

ところが、本件長期評価が今後発生する可能性があるとした地震の規模は、津波マグニチュード 8.2 前後であつたのに対し、本件地震の規模は、津波マグニチュード 9.1 であり、本件地震は、本件長期評価に基づいて想定される地震よりもはるかに規模が大きいものであつた。また、本件試算津波による主要建屋付近の浸水深は、約 2.6 m 又はそれ以下とされたのに対し、本件津波による主要建屋付近の浸水深は、最大で約 5.5 m に及んでいる。そして、本件試算津波の高さは、本件敷地の南東側前面において本件敷地の高さを超えていたものの、東側前面においては本件敷地の高さを超えることはなく、本件試算津波と同じ規模の津波が本件発電所に到来しても、本件敷地の東側から海水が本件敷地に浸入することは想定されていなかったが、現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が本件敷地に浸入している。これらの事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことはならなかつた可能性が高いといわざるを得ない。

後半の理由のうち、東北地方太平洋沖地震の規模が本件長期評価における地震の規模を上回るものであつたということまでは意味がわかります。しかし、それ以外は意味が非常に分かりにくいものとなっていますが、次のように解釈できると思います。仮に、経済産業大臣が命令を出したとしても、それに応じて東京電力によって設置された防潮堤は、南東側の津波高を 15.7 メートルと予想してそれにやや余裕をもって南東側の防潮堤の高さは決められるであろうが、東側の防潮堤の高さは 15.7 メートルよりも低く設置されたはずである。実際の東側からの津波の高さは 15 メートルを超えているから、仮に、経済産業大臣が規制権限を行使して、津波による事故を防止するための適切な措置を講じることを命じていたとしても、東側からの 15 メートルに及んだ津波は防ぐことができず、非常用電源の喪失は免れなかつたというものです。

(2) 多数意見の問題点

多数意見には次の各問題があります。

第 1 の問題は、多数意見が①本件長期評価は信用に値するものであつたか否か、②仮に本件長期評価が信用できるとした場合、これを知つた経済産業大臣が東京電力に対し、本件長期評価を前提に規制権

限を行使して、津波による事故を防止するための適切な措置を講じることを命じるべきであったかどうかについて判断していないことです。仮に、適切な措置を講じることを命じていたとしても、福島原発事故は防ぐことができなかったということが明らかであるならば、論理的には、①、②の判断は不要であるということになります。

しかし、たとえ経済産業大臣が適切な措置を講じることを命じていたとしても、福島原発事故を防ぐことができなかったことが明らかであるとまではとても言えません。例えば、50メートルの津波によって原子炉等の重要施設がすべて破壊されたという事故ならば、①、②の判断は不要と言えます。そのような場合ではない以上、⑦長期評価の信用性は高かったのか、④長期評価の内容を知った経済産業大臣が津波による事故を防ぐために命令を出すべき義務を負っていたのかどうか、⑤命令を受けた東京電力は事故防止のためにどのような義務を負っていたのか、⑥その義務の内容は高度のものであったのかどうかを判断しないと、津波による事故を防止するためにどのような措置を講じるべきであったかどうかを判断できないはずです。

第2の問題は、適切な措置を講じることを命じたとしても、福島原発事故は防ぐことができなかったという理由付けが、前半の理由付けにも後半の理由付けにも、全く説得力がないということです。

前半の理由については、「本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、防潮堤を設置することによって敷地への海水の浸入を防止することが基本となるものであったはずであった」とありますが、15メートルに及ぶ津波が来る危険があると分かり、そうなれば大事故になることは必然だったのです。しかもその津波は今日来るかも、明日来るかもわからないのです。普通に安全を図ることを考えれば、とりあえず原子炉の運転は止めるでしょう。防潮堤の建設は時間がかかります。どうしても、原子炉を動かしたければ、最低限、非常用電源を高所に移すか、1階や地下に浸水しない措置（水密化工事）をしなければならぬはず。これらの措置は素人が考えても思いつく措置です。これらの措置をとった後に、あるいはこれらの措置と並行して防潮堤の建設をするのが自然です。

後半の理由付けも説得力がありません。仮に、多数意見の通り、防潮堤の建設がとるべき対策であったとしても、いくら遅くとも2011年3月以前に防潮堤は完成していたはず。ところがその防潮堤は、多数意見によると南東側が15.7メートル以上で東側はそれよりかなり低かっただろうということです。しかし、そのような高さが均等でない防潮堤を私は今まで見たことがありません。津波の方向は完全には把握できませんので、通常は安全を期して東側も南東側と差を設けることなく、同じように15.7メートル以上にするはず。7

8 三浦意見の内容と評価

(1) 三浦意見の内容

7に指摘した多数意見の問題点をすべて踏まえた判断をしたのが三浦守裁判官です。三浦裁判官の反対意見は、次のとおりです。

ア 争点①、②について（長期評価の信用性、経済産業大臣の義務違反の有無）

長期評価には信用性があると先ず判断したうえで、経済産業大臣に命令権が付与された法の趣旨は原子力災害が万が一にも起こらないようにするためであり、原子力災害が起きる万が一の危険があることが判明した場合には、できる限り速やかに、この危険を回避するために是正を命ずることができることが法の趣旨であるとしました。この観点から見ると、遅くとも本件長期評価の公表から1年を経過した2003年7月頃までの間に、経済産業大臣は東京電力に対し、電気事業法40条に基づく命令を発する必要があると認めました。ところが当時、東京電力を指導すべき立場にあった保安院においても、長期評価の信用性を否定する東京電力の説明をうのみにしていたのであ

て、また、経済産業大臣においても長期評価の公表後に原子炉の運転停止などを検討したことがうかがわれないとして、「規制権限の行使を担うべき機関が事実上存在していなかったに等しい」と断じました。そして、経済産業大臣が命令を出さなかったのは著しく不合理であって、違法性があるとしました。

命令を受けた東京電力が命令に応じてとるべき措置の内容については、法令の趣旨、目的を踏まえ、具体的な事情の下で、原子炉施設等の安全機能が損なわれることや、取り返しのつかない深刻な災害を確実に防止するために必要かつ適切な措置として合理的に認められるものを対象とすべきであるとしました。

イ 争点③について（とるべき具体的措置、これらの措置をとれば事故は防ぐことができたか）

a 防潮堤の完成前の措置

防潮堤の完成には年単位の時間がかかることから、防潮堤が完成するまでの間、原子炉施設の非常用電源が津波により損傷を受ける具体的かつ深刻な危険があるとしました。そこで、原子炉の一時停止を含め、様々な措置が検討されなければならないこととなります。特に、炉心又は使用済燃料プールの冷却を継続する機能を維持するためには、非常用電源設備の機能の維持が不可欠です。非常用電源設備は浸水に対し極めて脆弱ですから、防潮堤の設置が完了するまでの間、浸水の危険を放置することは、万が一にも深刻な災害が起こらないようにするという法令の趣旨に反することとなります。したがって、津波に対し、1階又は地下にある非常用電源がその機能を維持するためには、これらが存在する区画を特定した上で、当該区画及びその建屋について、津波による浸水範囲及び浸水量を想定し、浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定して、浸水を防止する水密化等の措置を講ずる必要があったということができるとしました。

b 防潮堤の設置

本件津波想定によると、敷地の東側からも10m前後の津波があり、その一部が本件敷地に遡上する可能性があったこと、津波の方向の正確な分析は不可能であること等からすると、本件敷地の南東側からだけでなく、東側からも津波が遡上する可能性を想定することは、むしろ当然というべきであるとして、南東側は15メートル以上の防潮堤を築き、東側だけ15メートル以下にするということは考えられないとしました。そして、防潮堤等の設置が完了していれば、本件津波の一部が防潮堤を超えて本件敷地に浸入したとしても、その浸水量は、防潮堤が設置されていなかった本件事故の場合と比較して、相当程度減少していたものと考えられる。このことは、水密化等の措置による防護の効果を一層確実なものとしたことが明らかであるとして、経済産業大臣が命令を出し、それに応じて東京電力が適切な防御手段をとっておれば事故が防げたとしました。

9 この判決の特徴

最高裁では裁判官の間で意見が分かれた場合には、多数意見に基づく判断部分が判決の大部分を占め、反対意見は多数意見に反対する理由だけを簡潔に述べるのが普通です。

ところが、この最高裁判決は全部で54頁にわたってその判断が示されているのですが、その内の約30頁を三浦裁判官の反対意見が占めています。しかも、その反対意見には、法令の解釈及び事実認定まで詳細に述べられていて、その体裁は一個の完結した判決に近いものとなっています。

このようなことから、三浦裁判官の反対意見は三浦判決と呼ぶにふさわしい内容とボリュームを備えたものと言えます。したがって、以後、多数意見に基づく判断部分を「多数意見判決」、三浦裁判官

の判決部分を「三浦判決」と呼ぶことにします。三浦裁判官は、多数意見判決の内容に承服できなかったことから、自分で判決を書いて見せるしかないと思ったのではないかと推察されるのです。

10 多数意見判決と三浦判決の対比

(1) 多数意見判決に対する三浦判決による批判

三浦判決は多数意見判決に対して下記のとおり批判しています。

記

「多数意見判決は原発において敷地を超えて津波が到来する可能性を考えないという実情を前提として、法令の趣旨や解釈に何ら触れないまま、上記水密化等の措置の必要性や蓋然性を否定している。これは、長年にわたり重大な危険を看過してきた安全性評価の下で、関係者による適切な検討もなされなかった考え方をそのまま前提にするものであり、上記法令の解釈適用を踏まえた合理的な認識等についての考慮を欠くものといわざるを得ない。

上記のような不作為や懈怠に伴う不十分な認識等は、本件技術基準が求める適切な措置の必要性等を否定する根拠となるべきものではない。」

(2) (1)の多数意見判決に対する三浦判決による批判の意味

(1)の多数意見判決に対する三浦判決による批判の内容は極めて厳しいものです。格調が高すぎるために分かりにくい面があります。分かり易くするために砕いて言うと、次のようになると思います。

津波による電源喪失の事故を防止するためにどのような対策をとるべきだったのかは法的な分析を加えないと判断できません。つまり、経済産業大臣や東京電力が「とおり一遍の事故の防止義務を負うだけ」なのか、それとも「事故を防止するために、考えるすべてのことをなすべきである」という高度の義務を負っていたのかどうかは、法の趣旨や目的を解釈して分析しないと結論が出ない問題です。法の趣旨や目的を分析することによってその答えを導くのが本来の法律家の仕事のはずです。その一番大事な自分の職務を放棄してしまっても良いのですか。

仮に、法の解釈や分析は必要ないとしても、最低限やるべきことは、どうしたら実際にこの事故を防ぐことができたのかを自分の頭で考えるべきでしょう。東京電力は本件長期評価を受けて、ほぼ実際に起きた津波の高さである

15.7メートルという津波予測をしたにもかかわらず、保安院に本件長期評価の信用性が低いと説明し、更に本件長期評価の信用性が低いことを証明してもらうために土木学会に本件長期評価の研究を依頼したのです。当時、東京電力を指導すべき立場にあった保安院は東京電力の本件長期評価の信用性が低いとの説明を鵜呑みにし、また経済産業大臣も東京電力に対して何らの指導も命令もしなかったのです。これらの関係者は、せっかく具体的な津波による危険性の貴重な情報に接しながら、事故防止のための一片の努力も、何の知恵もなく、危機感も緊張感も皆無だったのです。これらの関係者の頭の中には事故の防止対策としては防潮堤の建設しかなかったのかもしれない。多数意見の裁判官達は、危機感も緊張感も皆無だった関係者の「事故防止対策としては防潮堤建設しかない」という能天気な考えをそのまま認めてしまっているのです。当時の客観的な技術水準を求めることをせず、上記の関係者の「事故防止対策としては防潮堤建設しかない」という考えをそのまま肯定して、防潮堤以外の技術は考える必要がないというのなら、「赤信号みんなで渡れば恐くない」と同類の話ですよ。

(3) 多数意見判決の後進性

大飯原発差し止め訴訟における2014年5月21日の福井地裁判決は「福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染である」と喝破しています。

我が国の四大公害裁判のうち、いわゆる「四日市ぜんそく訴訟」について津地裁判決は、今回の多数意見判決から遡ること50年前の1972年7月24日、次のように判示し、この津地裁判決は上訴されることなく確定しました。

「・・・少なくとも人間の生命、身体に危険のあることを知りうる汚染物質の排出については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して防止措置を講ずべきであり、そのような措置を怠れば過失は免れないと解すべき」

原発事故の防止対策の問題についても、この津地裁判決はそのまま次のように言い換えることができるのです。

「・・・人間の生命、身体に極めて広範囲に危険を及ぼすことが知られている放射性物質に係る事故防止については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して事故防止措置を講ずべきであり、そのような措置を怠れば過失は免れないと解すべき」

この津地裁判決と多数意見判決とを見比べると、法曹界が50年間少しも進歩していないだけでなく、退廃の匂いさえ感じられるのです。

(4) 両判決の対比とその意味するもの

三浦判決は、その論理一貫性、緻密性、具体性のすべてにおいて多数意見判決をはるかに上回っており、その説得力は極めて高いものといえます。

裁判官の能力は自ら書いた判決の質の高さによって示されることは誰も否定できません。自ら優れた判決を書くことは究めて高い能力が要求され、裁判官である以上、定年のその日までその能力を磨き続けることが必要です。そして、優れた判決を書くことに劣らず重要なのは、今回の最高裁のような合議の裁判において、他の裁判官の意見を虚心坦懐に聴いて自分の意見を修正していく能力です。

三浦判決は極めて優れた判決です。他の3人の裁判官には、優れた判決を書く能力が欠けていただけでなく、優れた裁判官の意見を虚心坦懐に聴いて、自分の意見を修正していく能力も欠けていたということです。しかも、三浦裁判官の反対意見は判決という体裁をとっているのです。多数意見判決と照合すればその優劣は明らかですが3人の裁判官にはその優劣さえも分からなかったということになります。

最高裁判所の裁判官は、裁判官出身者だけでなく多方面からの人材を得て登用されることになっています。三浦裁判官は検察官出身、菅野裁判官は裁判官出身、草野裁判官及び岡村裁判官は弁護士出身です。四人ともその経歴を見れば申し分のない人材に見えますが、なぜ、これほどまでに裁判官として差がついてしまったのでしょうか。本件訴訟は、最高裁の裁判官として、国民の側に軸足を置いて判断するのか、国や行政の側に軸足を置いて判断するのかという裁判官としての基本的姿勢が問われる事件だったのです。そして、どのような基本的姿勢を持っているかどうかはその出身母体に関係ないのだということも示していると言えます。検察官出身の三浦裁判官は、「生存を基礎とする人格権は、憲法が保障する最も重要な価値であり、これに対し重大な被害を広く及ぼし得る事業活動を行う者が、極めて高度の安全性を確保する義務を負うとともに、国が、その義務の適切な履行を確保するため必要な規制を行うことは当然である。原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれがある場合において、電気供給事業に係る経済的利益や電気を受給する者の一般的な利益等の事情を理由として、必要な措置を講じないことが正当化されるものではない。」と指摘しました。他方、おそらく残りの3人の裁判官は、たとえ私人対私人の訴訟事件においては優れた判決が書けたとしても、国や行政の側に軸足又は両足を置いていたために、私人対国の本件では優れた判決が書けなかった上に、多数意見判決と三浦判決の優劣さえ分からなかったということです。

この裁判官としての姿勢は、単なる裁判官の個性の問題ではありません。なぜなら、日本国憲法は

次に示すように裁判官に対し国民の側に軸足を置いて裁判官としての責任を果たすことを求めているからです。三浦裁判官も指摘するように生存を基礎とする人格権は憲法上最も重要な価値なのです。思うに、歴代の総理が好んでよく口にする民主主義国家における基本理念である「法の支配」とは、「国民固有の権利である人格権を最大の価値とすべきとの憲法が定めている法秩序を裁判所の手で守りなさい」という裁判官に対する命令でもあるのです。したがって、この3人の裁判官は裁判官としての基本的な姿勢や責任感が欠如していると言えると思います。

自分の責任を自覚している者はそうでない者よりも遥かに幸せだと思います。世間一般から見ると、功成り名遂げた3人ですが、果たして職業人として幸せであったかについては疑問が残ります。

11 株主代表訴訟

7月13日、東京地裁は株主代表訴訟の判決において、福島原発事故当時の東京電力の役員4名に対し、13兆円余の損害賠償金を東京電力に支払うように命じました。株主代表訴訟とは取締役がその任務を怠り会社に損害を与えた場合に、株主が会社に代わって役員に損害賠償を求めるという制度です。東京電力の取締役は、本件長期評価と本件津波想定を知った後も何らの有効な手立てをとることがなかったことが役員としての責任を怠ったことになるのか、そのことと事故との間に因果関係があるのかが問われていました。

被告である役員達は、「当時は水密化技術は一般的ではなく、たとえ防潮堤を建設しても津波による浸水は防ぐことはできなかった」と主張しました。すなわち、6月17日の最高裁の事案と全く同じ争点を巡って当事者が主張立証をしていたのです。

東京地裁は最高裁の多数意見判決があるにもかかわらず、これを良とすることなく、決然と取締役の賠償責任を認めました。この東京地裁の裁判官達も三浦判決によって意を強くしたことだと思います。

12 この最高裁判決の持つ意味

ロシアのウクライナ侵攻を機に天然ガス等の値上がりを受け、コスト論から、原発の再稼働の必要を唱える政治家や経済人が多くいます。

東京電力は年間売上高が約5兆円にも及ぶ超巨大企業です。その利益は売上の約5パーセントで2500億円程度です。福島原発事故の経済的損失は、健康被害が一切なく健康被害に関する賠償の必要がないことを前提に最も控えめに見積もっても20兆円を軽く超え25兆円に迫っています。ひとたび事故が起きれば超巨大企業の約100年分の利益を吹っ飛ばしてしまうような発電方法のコストが火力発電よりも安価だといえるはずがないのです。現に、100年分の利益が吹き飛んだ東京電力は事実上国有化されました。ましてや、東日本壊滅になれば、電力会社だけでなくすべての大企業の100年分の利益が吹き飛んでしまうのです。原発事故が起きた場合の損害は天文学的数字になります。

そのような状況下で、最高裁は福島原発事故の賠償責任を負うのは東京電力だけで国は責任を負わないという判決を出したのです。原発の過酷事故が起きた場合、その被害は一電力会社によって賠償できるものではありませんし、被害額は保険の範疇を超えているため保険契約に応じる保険会社もないのです。この最高裁判決によって次の事故が起きれば、誰も賠償してくれないことが確定したのです。そもそも原発事故による被害は金銭賠償で完全に償うことができるものではありませんが、その金銭賠償さえもおぼつかないことが明らかになったのです。今回の最高裁判決によって、もはや、我々には原発の

再稼働を止めることによってしか、我々自身と我々の国土を守る手段が残されていないことが明確になったと言えるのです。
(ひぐち・ひであき)



この映画は9月上旬に東京の映画館ポレポレ東中野から公開が始まり全国へロードショーされます。テーマは、樋口英明元裁判長が社会に説く原発をとめなければならない理論（通称・樋口理論）の映像化と樋口さんの生き方を描くこと。そして原発事故で被災した農家が太陽光発電農場を建設して復活を遂げるまでを描くことです。主役はもちろん樋口さんですが、もう一人の主役は福島県二本松市の農業者・近藤恵（けい）さんです。

近藤さんが原発事故に遭ったのは有機農家としての仕事が順調に進み出した29歳の時。食の安全性を重視するお客様は作物から検出された放射性物質のせいで離れてゆき、廃業に追い込まれました。その悔しさは想像を絶します。事故から10年を経て近藤さんは、農地上に太陽光発電パネルを設置するソーラーシェアリング農場を建設して農業を復活させます。その規模、なんと東京ドームの面積超！映画では更地から農場完成、収穫までを描いて

います。近藤さんと仲間の農家のみなさんは口々にこう言っています「原発をとめるために自分たちがエネルギーを創る」と。被災から立ち上がる農家の復活劇。そして原発をとめるための樋口さんの万全な理論と実践。これまでに発表されてきた原発ドキュメンタリーとは一線を画す、希望と確信に満ちた映画が誕生しました。ぜひ劇場でエネルギーと農業の未来を感じてください！

（寄稿）

◆映画ホームページ <https://saibancho-movie.com>

◆宣伝費募るクラウドファンディング（8/9 最終日）
<https://motion-gallery.net/projects/saibancho-movie>

◆上映情報（2022年7月中旬時点）

- 東京：ポレポレ東中野（9月上旬）
- 山形：フォーラム山形（10月）
- 宮城：フォーラム仙台（10/7～）
- 福島：フォーラム福島（10/7～）
- 長野：長野・相生座ロキシー
- 神奈川：横浜ジャック&ベティ
- 静岡：シネマイーラ（11月）
- 愛知：名古屋シネマテーク
- 京都：京都シネマ（9月）
- 大阪：第七藝術劇場（9月）
- 愛媛：シネマルナティック
- 大分：別府ブルーバード劇場（9/16～）
- 鹿児島：ガーデンズシネマ
- 沖縄県：シアタードーナツ（10月）